

青森研究開発センターの廃止措置の現状と今後の予定（方針）について

令和5年9月27日
青森研究開発センター

1. 概要

青森研究開発センターでは、原子力機構における全体方針に従い廃棄物処理・保管を実施している。

以下に、青森研究開発センターの廃止措置の現状と今後の予定について整理した。

2. 現状

① 保管廃棄物の保管管理状況（令和5年8月末現在）

- 青森研究開発センターでは約 1,200 本（200 リットルドラム缶換算）の放射性固体廃棄物（原子炉系廃棄物）と原子炉室一括撤去物の保管管理を継続して行っている。
- 原子炉系廃棄物については、巡視点検（1 回/月）を行い容器の健全性の確認を行うとともに、健全性を損なう恐れのあるものについて容器の補修等の対応を行っている。
- 原子炉系廃棄物の廃棄体の作製に向けた準備として、内容物を確認するための作業（開缶調査、分別作業）を実施し、作業をとおして廃棄物の内容物を確認するための要領について検討を進めている。
- なお、廃棄物の保管管理を行うことで、年間 1～2 本程度の廃棄物（内容物は主に作業着、綿手袋、ウエス等、可燃物であり、減容化の観点から圧縮処理実施）が発生する。

② 施設の解体等の実施状況

廃止措置の本格着手に向けて、廃止措置計画の現状調査と計画的に業務を進めるために解体工法設計検討、課題の抽出・整理を進めている。

③ 原子力第 1 船『むつ』の燃料体（以下、むつ燃料）

- むつ燃料は、東海再処理施設での処理する準備のため平成 13 年（2001 年）に東海村にある原子力科学研究所 燃料試験施設に搬出し、再処理できる状態に再組立てを行った状態で保管している。現状青森センターにおいて、むつ燃料は保管していない。
- むつ燃料の扱いについて青森研究開発センター及び関係部署において検討を進めている。

3. 今後の予定（方針）

① 保管廃棄物の管理

- 原子炉系廃棄物は、適切に保管管理を継続するとともに、原子炉系廃棄物の廃棄体作

製に関する原子力機構内の優先順位を考慮し、先行する他拠点の検討状況を踏まえて廃棄体の作製に向けた準備を進める。

② 施設の解体等

- 原子炉保管建屋を含む原子炉室一括撤去物は、「むつ科学技術館」の展示物として活用しており、引続き活用していくことを視野に入れながら、原子炉室の放射化等に関するデータの取得・解析を進める。
- 原子炉室一括撤去物以外の施設については、原子力機構における廃止措置の方針に従って進めていく。

③ むつ燃料

- むつ燃料の扱いに関する検討の結果、燃料の輸送・再処理の見通しがついた段階で、処分目処が立って許認可手続きに入る前には、行政相談で事前に相談する。
- なお、「原子炉設置許可」の「使用済燃料の処分方法」及び「廃止措置計画」の「核燃料物質の管理及び譲渡」のむつ燃料の記載について、上記検討の結果を踏まえて見直す。

以上